

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

(課題の概要)

子どもたちが安心して過ごせるよう、学校における道徳教育や人権教育、家庭や地域と協力した取組、「三重県いじめ防止条例」に基づく社会総がかりの取組を一層進めていく必要があります。また、学校では子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、いじめの認知や対応を迅速かつ適切に行っていく必要があります。

現状と課題

- ①「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめ防止応援サポーターの登録を進めるとともに、各サポーターがいじめ防止の啓発など主体的な取組を行いました。また、いじめ防止強化月間に、児童生徒がいじめについて考え話し合う活動やピンクシャツ運動などの取組を行いました。今後も、いじめの防止に向けて社会総がかりで取組を進めていくとともに、「いじめをしない、させない心」や社会性を育む教育活動に取り組む必要があります。
- ②いじめ把握の児童生徒アンケートの実施や、いじめ防止対策推進法の定義に基づく正確な認知の推進、教職員間の情報共有、専門人材の活用、電話相談やSNSを活用した相談など、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組を進めてきました。一方で、県立学校での重大事態について、三重県いじめ対策審議会から、いじめ被害の訴えがあった際の調査の進め方や重大事態と認定すべき時期等に係る答申を受けました。また、いじめ防止対策ワーキンググループにおいて、いじめを発見または情報を得た際の対応や、組織的な対応の強化、相談しやすい環境づくり等の具体的な対応方策を取りまとめました。今後、いじめの正確な認知を一層進め、早期発見や早期対応を進めていく必要があります。
- ③いじめや暴力行為等の問題行動への対応、不登校への支援のため、心理や福祉の専門人材であるスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置時間数を増やすとともに、日常的な相談に対応する教育相談員を配置しています。児童虐待については、「児童虐待気づきリスト」を県立学校の生徒指導担当者に周知するとともに研修を行っています。今後も、子どもたちを取り巻きさまざまな課題に対して、SC、SSWを効果的に活用し、専門機関や医療とも連携して適切に対応する必要があります。

④インターネット上で人権侵害につながるおそれのある書き込みを検索するネットパトロールを、平日の毎日実施しています。また、SNSなどでの人権侵害につながるおそれのある書き込み内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を引き続き運用し、書き込みや投稿に対しては学校や市町と連携して対応しています。インターネット上でのいじめは年々増加していることから、今後も引き続き、ネット上での誹謗中傷や人権侵害から児童生徒を守る取組を進めるとともに、ネット上でのいじめの防止に取り組む必要があります。

令和5年度の取組方向

- ①「考え 議論する道徳」について、いじめ防止につながる研修会や、道徳教育アドバイザーの指導・助言により授業改善を図るとともに、「いじめをしない、させない心」や社会性を育むための指導者用補助資料の作成や年間指導モデルを構築して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を育みます。社会では法律やルールに基づいて行動する必要があることなどを学ぶ、専門家によるいじめ予防授業を実施します。いじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進し、社会総がかりでいじめをなくす取組を進めます。
- ②三重県いじめ対策審議会の答申をふまえ、いじめ防止対策推進法や国のガイドラインに即して、いじめ被害の相談や重大事態への適切な対応を改めて徹底するとともに、いじめ防止対策ワーキンググループで取りまとめた対応方策を確実に実施していきます。迅速な認知と確実な対応を図るため、いじめに関する情報をデジタル化し、関係者がリアルタイムで共有できるようにするとともに、複雑ないじめ事案や認知へ至っていない事案に係る対応の検証や、効果的な対応策などの助言を行う人材を県立学校に派遣します。また、各学校の生徒指導担当者など、いじめ問題を担当する教員を対象に、いじめのとらえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、参加教員がケースワークで話し合う研修を新たに実施します。
- ③いじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、SCの各学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。SSWの配置時間も拡充し、各学校からの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。
- ④ネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめから子どもたちを守るため、引き続き、ネットパトロールや「ネットみえ〜る」を実施するとともに、いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施します。また、教職員の教育相談に係る力量の向上を図る研修や、校内の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーの育成をめざした教育相談研修を実施します。

KPI（重要業績評価指標）

項目 (項目の説明)	令和3年度	4年度	5年度	8年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合 (「いじめについて見聞きしたとき、いじめをなくそうと自分にできることを考え行動していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合)		小学生 60% 中学生 60%	小学生 70% 中学生 70%	100%
	—	—	—	—
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合 (「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合)		小学生 96.8% 中学生 98.0% 高校生 94.0%	小学生 97.6% 中学生 98.5% 高校生 95.5%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%
	小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4%	—	—	—
いじめの認知件数に対して解消したものの割合 (当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件を満たすものの割合)		100%	100%	100%
	94.9% (2年度)	—	—	—

主な事業

①（一部新）道徳教育総合支援事業（再掲）

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 3, 323千円 → (R5) 4, 716千円

事業概要：道徳教育の充実を図るため、学校へ道徳教育アドバイザーを派遣し、考え、議論する道徳の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業を通して、その成果を普及します。いじめ防止の観点から指導の要点や授業実践例をまとめた指導者用の補助資料を作成して、小中学校の道徳教育推進教師への研修を行うとともに、校長にカリキュラムマネジメントに係る研修を実施します。モデル校となる小中学校にアドバイザーを派遣して、いじめ防止についての系統的な道徳の年間指導モデルを構築します。また、中学生が郷土の課題について解決策を考え提案する課題解決型の手法で学ぶ取組を行います。

②（一部新）いじめ対策推進事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 14,090千円 → (R5) 28,664千円

事業概要：小学校高学年の児童が、社会性や規範意識を高め、ネットによるいじめ防止や情報モラルについて学ぶため、弁護士によるいじめ予防授業を拡充して実施します。各学校の生徒指導担当者などのいじめ問題を担当する教職員が、いじめのとらえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、ケースワークで話し合う実践的な研修を新たに実施します。いじめの迅速な認知と確実な対応を図るため、学校で認知したいじめの内容や児童生徒の状況、対応状況等の情報をデジタル化し、学校や市町、県がリアルタイムに共有できるシステムを構築します。県立学校を巡回して、複雑ないじめ事案や認知へ至っていない事案への対応に係る検証や、効果的な対応策などの助言を行ういじめ対策アドバイザーを新たに派遣します。引き続き、不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年間通して実施するとともに、不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を運用します。

③スクールカウンセラー等活用事業

（第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費）

予算額：(R4) 390,783千円 → (R5) 435,365千円

事業概要：不登校やいじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの各学校への配置時間を拡充するとともに、特別支援学校や教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。